

議案第7号

滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年2月4日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 橋 川 渉

滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 第4節 不服申立て（第45条―第47条）」を「第3章 第4節 審査請求（第45条―第47条）」に改める。

第39条の2第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

「第3章 第4節 不服申立て」を「第3章 第4節 審査請求」に改める。

第45条第1項中「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定又は裁決」を「裁決」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号から第4号を次のとおり改める。

- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報を訂正することとするとき。
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

第45条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定又は裁決」を「裁決」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第45条を第45条の2とし、同条の前に次の1条を加える。

（審理員に関する規定の適用除外）

第45条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第46条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の右に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）」を加え、同条第2号中

「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「開示決定等」を「保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第47条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「決定又は裁決」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「を」を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定又は裁決を「(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く)」を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第39条の2の改正規定は、平成29年5月30日までの間において規則で定める日から施行する。
- 2 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行日前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又はこの条例の施行日前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為については、なお従前の例による。